平成22年第2回竜王町議会臨時会(第1号)

1 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第49号 専決処分につき承認を求めることについて

(竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す

る条例)

日程第 4 議第50号 工事請負契約の締結について

2 会議に出席した議員(12名)

蔵口嘉寿男 1番 2番 貴 多 正 幸 3番 啚 男 司 重 夫 4番 村 田 通 Ż 明 5番 Ш \mathbf{H} 義 6番 Ш 添 勝 7番 菱 田 \equiv 男 8番 若 井 敏 子 9番 畄 山 富 男 10番 小 森 重 剛 11番 大 橋 弘 12番 寺 島 健

- 3 会議に欠席した議員(なし)
- 4 会議録署名議員

1番 蔵口嘉寿男

2番 貴 多 正 幸

5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町 長竹山秀雄 町 長 青木 進 副 者布施九藏 教 育 長 岡谷ふさ子 会 計 管 理 住民福祉主監兼 総務政策主監川部治夫 山添登代一 健康推進課長 産業建設主監小西久次 長 松瀬徳之助 総 務 課 政策推進課長 杼木栄司 生活安全課長 若 井 政 彦 吉田淳子 住民税務課長田中秀樹 福 祉 課 長 産業振興課長兼農業 井口和人 村井耕一 建設水道課長 委員会事務局長 教育 次長 兼生 選 学 習 課 長 学 務 課 赤佐九彦 長 富長宗生

6 職務のため議場に出席した者

議会事務局長福山忠雄書

記 古株三容子

開会 午前10時30分

○議長(寺島健一) 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達していますので、これより平成22年第2回竜王町議会臨時会を開会いたします。

会議に入ります前に、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

〇町長(竹山秀雄) 皆さん、こんにちは。平成22年竜王町議会第2回臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、 大変ご多用の中をご出席賜りまして、厚く御礼申し上げます。梅雨明け以後、 連日の酷暑続きでございますが、議員の皆様にはご健勝にて、昼夜を分かた ず議員活動にご専念をいただき、敬意と感謝を申し上げますとともに、平素 は町政万般にわたりまして格段のご指導とご鞭撻を賜っておりますことに、 改めまして衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、町民の皆様が期待を寄せてくださっていました三井アウトレットパーク滋賀竜王が、7月8日にグランドオープンとなり早1ヶ月経過いたしましたが、7月7日プレオープンの日には想定外の来場者数で、町内の幹線道路のみならず名神高速道路や国道477号、国道8号に到るまで大きな渋滞が発生し、周辺の住民の方々、事業所様には大変なご迷惑をおかけいたしました。急遽、交通対策会議にて対応を検討し、交通誘導員の増強、臨時駐車場の拡充等の対策を講じ翌日を迎えましたが、前日と比較して渋滞が緩和されスムーズな流れとなり、ひと安心いたしたところでございます。

海の日をはさんだ3連休の中日に再び町内幹線道路に渋滞が発生いたしましたが、駐車場が飽和状態になったことが要因でありまして、さらなる対応策を協議いたし、遠隔拠点に誘導員を配置する対策を講じました。次には、最も人出が多くなると考えられるお盆休暇の対応が課題となりますが、今までの経験を生かし、住民の生活に支障が生じないよう万全を期していくことを業者とも確認いたしております。

この1ヶ月間の入場者数は、当初の予想をはるかに上回る年間600万人以上に及ぶペースでありまして、みらいパーク竜王の売上増、お客様の増加が数字上ではっきりと確認され、町としても喜ぶべき相乗効果でございます。

7月27日には、三井不動産株式会社との間で地域貢献に関する覚書を取

り交わさせていただき、町の皆さんにアウトレットができてよかったと言ってもらえるように、引き続き行政として全力を注いでまいります。

町内からは2店舗が出店されましたが、両店とも大変な人気を集めており、連日長い行列ができているという状況であります。竜王町を代表する近江牛やお米・お酒が全国の皆さんへ広く伝わっていくことは、竜王町として力強く、ありがたいことと感謝いたしているところでもございます。いつまでもにぎわいが続きますように、観光案内、イベントの計画等、アウトレットの良いところと竜王町の魅力を切れ目なくアピールしていくことも大切であり、事業者と確認させていただきました。

アウトレットに関しましては、いずれにいたしましても、議員皆様のご協力、ご理解なくして進められるものではありません。格段のご指導、ご鞭撻を幾重にもお願い申し上げる次第でございます。

本日の臨時会には、条例の専決処分および工事請負契約の2件の議案を上程いたします。何とぞ慎重なるご審議を賜り、お認めをいただきますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(寺島健一) これより本日の会議を開きます。

皆さんのお手元に専決処分報告書を配付いたしましたので、よろしくお願いたします。なお、説明は省略いたしますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(寺島健一) それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、1番 蔵口嘉寿男議員、2番 貴多正 幸議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第 2 会期の決定

○議長(寺島健一) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日

1日限りと決定いたしました。

それでは、これより議事に入ります。

~~~~~~ () ~~~~~~

# 日程第 3 議第49号 専決処分につき承認を求めることについて (竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 する条例)

- **○議長(寺島健一)** 日程第3 議第49号を議題といたします。
  - 提案理由の説明を求めます。竹山町長。
- **〇町長(竹山秀雄)** ただいま上程いただきました議第49号の提案理由を申し上げます。

議第49号、竜王町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の 専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして 専決処分を行ったものでございまして、同条第3項の規定によりましてご報 告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

現在、母子家庭には、子どもの養育に要する手当として児童扶養手当が支給されておりますが、他の給付との受給調整については、基本的には児童扶養手当法の中で行われていますが、消防団員の公務災害補償との受給調整については児童扶養手当法の中では行なわれていないため、消防団員の公務災害補償の方を減額し、受給調整を行うこととしています。

今回、児童扶養手当法の一部改正により、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなったため、他の給付との調整を図るための同法第4条第2項が改正されることに伴い、同条同項を引用している当条例の一部改正が必要となるものです。

以上、誠に簡単でございますが、専決処分をさせていただきました内容につきまして報告させていただきましたので、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

- **〇議長(寺島健一)** 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。8番、若井議員。
- ○8番(若井敏子) 質問をします。町長が今この条例改正にかかわって、「簡単に」とご自分でおっしゃっておられますが、簡単に説明をされました。その簡単に説明された中身は、新旧対照表で見ておりますと、第5条2~6を略してありますから、第5条の7から12行と、1・2という部分です。

そこで、町長にお伺いをしたいのですけれども、簡単に説明されたこの中 身を、この条文の言葉をわかりやすく変えればどういう風になるのか、ご説 明いただけないでしょうか。

- **〇議長(寺島健一)** 若井生活安全課長。
- **〇生活安全課長(若井政彦)** 若井議員のご質問にお答えを申し上げます。

ただいま町長の方から提案理由を申し上げました。消防団員の公務災害補償条例の一部改正でございますが、新旧対照表の附則の第5条第7項でございますが、この項につきましては児童扶養手当法に基づきますところの受給調整についての内容でございます。これまで母子家庭には、子どもの養育に要する手当てといたしまして児童扶養手当が支給されておりました。これは、例えば離婚なり母子家庭となった場合などということでございますが、しかし、同じ母子家庭におきましても、例えば父親が公務員等で公務により死亡し母子家庭となった場合、公務災害補償として遺族に支給される年金は、子どもがいることによって加算等がされております。

こういった母子家庭に児童扶養手当を支給すると二重の支給となるということで、このような場合には母子家庭に対して受給調整をするということになってございます。こういった受給調整が基本的には児童扶養手当法の中で行われているのが実態でございます。

しかし、消防団員の公務災害補償との受給調整につきましては、児童扶養 手当法の中ではこういったことが行われていないということでございます。 つまり、例えば父親が消防団員で例えば殉職をした場合、市町村から遺族に 年金等が支払われ、それは子どもがいることによって加算をされるというこ とでございますが、その母子家庭につきましては児童扶養手当も支給される ということになるわけでございますが、そこで、消防団員の公務災害補償の 方を減額して受給調整を行うという、こういったことがこの第7項には書か れておるところでございます。

これまで消防団員のそういった規準・政令で母子家庭における受給調整を 規定をされておりましたが、今般の児童扶養手当法の改正によりまして、新 たに父子家庭におきましても児童扶養手当が支給をされると、こういったこ とになったために、父子家庭における受給調整を新たに規定するということ が必要になったところでございます。

そこで、まず、第5条第7項の第1号、(1)でございますが、ラインが引

いておりますが、旧が「もしくは4号」という項がございますが、そこが「、 第5号もしくは第10号」ということでございます。これにつきましては、 新たに第4号が第5号というふうに項ずれを起こしてございます。これは「父 に扶養される公的年金給付の加算対象になっているとき」、こういうふうな内 容でございますが、新たに、そして10号ということで、今般の児童扶養手 当法の改正に伴いまして、「母に支給される公的年金給付の加算対象となって いるとき」と、こういったふうに父子家庭に対する手当の支給に伴いまして、 そういった条項、10号が追加となってございます。

そして、(2)の方でございますが、従前が、「児童扶養手当法第4条第2項第3号に定める給付」というふうになってございますが、そこに「、第8号、第9号または第13号」を追加をしているわけでございますが、これが従前の第2項第3号のところから、新たに父の死亡にかかる労基法に伴いますところの遺族補償を受ける関係での内容、そしてまた9号では、同じく労基法によるところでの療育を受けている場合の内容等が、これは従前の第3号が項ずれを行っておりますが、その分がここに8号・9号で追加をされ、さらにまた第13号ということで、今回の父子家庭におきます手当の支給に伴いまして、母の死亡にかかる労基法に伴いますところの「父の看護を受けている場合」、こういった内容で追加をされているものでございます。

以上、若井議員さんからのご質問のお答えとさせていただきます。

- 〇議長(寺島健一) 8番、若井議員。
- ○8番(若井敏子) 私、この説明を町長にしてほしかったのです。私が今回この質問をするのについては1つの目的があって質問しているのです。大変詳しく説明していただいて、大変わかりやすかったと思うのですけれども、条例というのはいったい誰のためにつくっているものなのかということなんですが、例えば今回の条例について言ったら、消防団員の方が、もし自分に何かがあったとき、子どもたちがいるけど、どれだけ補償してもらえるのだろうなという、そういう自分の生活に直結していることが決められている条例、それが変わったのだという、父子家庭にも出るようになったということも含めてですけれども、そういう変更があったからこういう条例が変わったのだと。

ところが、今私が言った7項を読んで、消防団員の対象の人がこの条例を 読んで、「児童扶養手当法(昭和36年法律第235号)の規定による児童扶 養手当または」と読んでいって、そのことが「そうか、重複してもらわないようにするんだな」と、これを読んで思うかどうかなのですよ。私が今日ここで提案したいのは、もっと住民にわかりやすい条例を作れないのかという話なのです。

町長は恐らくご存じだけど、担当に譲られたと思うのですけれども、この条例改正、条文のその中身をもっとかみ砕いてわかりやすく住民に説明しろと言ったら、今言われたような、これだけ長い文章になるわけですけれども、条例とはいったい何なのかといったら、やはり住民さん一人ひとりにかかわることを決めているわけですから、住民さんがわからないような条文というのはやはり改善していかないといけないのと違うかなと思うのです。これはこの条例の問題だけではなくて、すべてにかかわってですけれども、そういう努力を一遍、竜王町もしてみないかという提案をしたいなと思って、この質問をしたのです。

本当にこの用語というのは馴染めませんし、行政の専門職員さんだったらスッスッと、一遍読んだらスッと頭に入ってしまうのかも知れないのですが、議員ももちろん、一般の町民の人はなおさらこういう文章には馴染めないものがあるのではないかなと思いますので、条文をわかりやすくする、そういう努力をぜひしてほしいなということで今の質問をしたわけですから、そのことについてのご見解をお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(寺島健一) 青木副町長。

**○副町長(青木 進)** ただいま若井敏子議員さんから、本条例の一部改正にかかわりまして、もう少し条例そのものを住民の皆さんにわかりやすい条文も含めて整備をしてはどうかというご意見でございます。

この公務災害補償条例につきましては、国の基準に基づいて町の方で定めている、上位に法律がある条例でもございます。そういった意味で、議員ご指摘のように町で定める条例につきましては、できるだけ住民の皆さんにご理解いただけるような条文を含めて検討をさせていただいているところでございます。しかしながら、こういった国の法律に基づく条例につきましては、国の法律の準用規定も含めまして、大変間接的でわかりにくいというようになっているのも事実でございます。

そういった意味では、本条例改正の提案につきましては、最後の方で町長から、「以上、簡単でございましたが」という説明がございましたけれども、

条例そのものの一部改正の趣旨につきましては、提案理由の中でもきちんと述べていただいておりますとおり、児童扶養手当法の中で調整ができないことについて、公務災害補償条例の中で、重複給付を含めて調整するものですよという提案をさせていただいたところでございます。そういったところをきちんと住民の皆さんに、この条例はどういう内容かということも含めて、提案理由で申し上げた趣旨も含めまして周知を図ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上、お答えとさせていただきます。

- **〇議長(寺島健一)** 8番、若井議員。
- ○8番(若井敏子) そういう回答を期待していたのではないのですよ。「提案理由で説明したやんか、わかりやすう言うたやんか」ということではなくて、条例そのものを一般の住民さんが見たときに、「あっ、そういうことか」とわかるような条例にしませんかという話をしているのです。

上位法との関係で制限があることはわかりますけれども、例えば今、全国でやられている議会基本条例ですとか自治基本条例なんかをつくっているところでは、条文があって、その下に解説みたいな文章が入っているのですね。もし、「提案理由で言うてるやんか」と言うのだったら、住民さんは何もここへ来て提案理由を聞いておられるわけではありませんから、公務災害でこういう条例が改正されたというようなことを、あの条文を読んでわかるということはまずないわけですから、その下にそういう説明を入れるとか、国の上位法との関係で、できないということはないと思うのです。これはちょっと調べてもらったらわかると思うのですが、全国でこれをやりかけたところが確かあったと思うのです。2つぐらいの自治体で、条文の文章を一般にわかりやすい文章に変えようという努力をしているところがあったと思うのです。

それで、そういう切り替えをしていきませんかという提案をしているわけですから、「わかるようにしているし、住民にちゃんと説明しているんや」という回答をくださいということを言っているわけではなくて、もっと住民目線で、条例を読んでもらってわかるようなものに、なかなか読んでもらうまでが大変なんですけど、せっかくあげてもらっても、あれを見たらもう読む気にはならないですから、だから、そういうことがわかるようなものに変えてほしいということをお願いしているわけですから、そういう方向でぜひ取り組んでいただきたいということを述べておきたいと思うのです。「わかりま

した。そうします。」とはなかなか言えないかも知れませんから、そういう意 見として述べておきたいと思います。以上です。

**〇議長(寺島健一)** はい、ありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長(寺島健一)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。 これより採決を行います。日程第3 議第49号を原案のとおり承認する ことに賛成諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

○議長(寺島健一) 起立全員であります。よって、日程第3 議第49号は原 案のとおり承認されました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 日程第 4 議第50号 工事請負契約の締結について

**〇議長(寺島健一)** 日程第4 議第50号を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。竹山町長。

**〇町長(竹山秀雄)** ただいま上程いただきました議第50号の提案理由を申し上げます。

議第50号、工事請負契約の締結につきましては、竜王町公民館増改築工事請負契約の締結でございまして、去る7月30日に指名競争入札を執行いたしましたところ、滋賀県近江八幡市出町170番地 株式会社秋村組代表取締役 秋村田津夫が、金額1億7,220万円で落札いたしましたので、これの請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号および竜王町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決をお願いするものでございます。

工事の内容につきましては、竜王町大字小口276番地の1 竜王町公民館の増築工事および現状施設の改修工事でございまして、工期につきましては、平成23年2月14日完成でございます。

以上、議第50号につきまして提案理由を申し上げましたところでございますが、よろしくご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、

提案理由といたします。

**○議長(寺島健一)** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

「「なし」の声あり〕

**○議長(寺島健一)** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

「「なし」の声あり]

○議長(寺島健一) ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。 これより採決を行います。日程第4 議第50号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

**○議長(寺島健一)** 起立全員であります。よって、日程第4 議第50号は原 案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。竹山町長。

○町長(竹山秀雄) 平成22年竜王町議会第2回臨時会の閉会にあたりまして、 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日、議員の皆様におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。ご提案申し上げました2件の議案につきまして慎重なるご審議を賜り、すべてお認めをいただきました。衷心よりお礼申し上げます。

さて、開会のあいさつでもお話しいたしましたとおり、アウトレットのオープンにて、県下では本町が一番にぎわっていると申し上げてもよろしいかと存じます。例年のことですが、お盆休み中には行楽客と帰省の車が相まって、名神高速や国道の渋滞が報じられてきています。人出が多くなり、たくさんの車が町内へ入ってくることによって、注意しなければならないのが交通事故と犯罪面であります。お客様をお迎えする心が大切なことと同時に、町の皆様お一人おひとりが、交通事故や犯罪に対して自分自身の心の戸締まりをしっかりとしてくださることが不可欠でもあろうかとも存じます。夏休みが終わる8月いっぱいまで、アウトレットに関しての状況をしっかりと検証してまいる所存でございます。

本日ご審議いただきました公民館増改築工事も進んでまいりますし、タウンセンターの中核をなす商業施設の工事も8月末日より始まるとお聞きいたしておりますので、町の皆様の目に、明日に向かう竜王町の動きが映し出されてくるものと存じます。竜王町のまちづくりに対し、議員の皆様には今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まだまだ暑い日が続くことと存じます。議員各位にはご自愛の上、議員活動にご活躍くださいますよう心より祈念申し上げまして、言葉足りませんが、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

**○議長(寺島健一)** これをもちまして、平成22年第2回竜王町議会臨時会を 閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

竜王町議会議長 寺島健 一

議会議員 蔵 口 嘉寿男

議会議員 貴多正幸